

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案要綱

第一 特定都市河川浸水被害対策法の一部改正

一 定義

特定都市河川の指定の要件である河道等の整備による浸水被害の防止が困難であることの要因として、当該河川が接続する河川の状況又は地形その他の自然的条件の特殊性を追加するものとする。

(第二条関係)

二 流域水害対策計画の策定

流域水害対策計画の記載事項に、計画期間、特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、当該区域における土地の利用に関する事項、雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項、貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針等を追加するものとする。

(第四条関係)

三 流域水害対策協議会等

1 国土交通大臣により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共

同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする事。 (第六条関係)

2 都道府県知事により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県流域水害対策協議会を組織することができるものとする事。

(第七条関係)

四 雨水貯留浸透施設整備計画の認定

1 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画(二並びに2、3及び5において「雨水貯留浸透施設整備計画」という。)を作成し、当該雨水貯留浸透施設を設置しようとする都道府県(当該雨水貯留浸透施設を指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に設置しようとする場合にあつては、当該指定都市等)の長(2及び3において「都道府県知事等」という。)の認定を申請することができるものとする事。

(第十一条関係)

2 都道府県知事等は、1の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができるものとする。

(第十二条関係)

3 都道府県知事等は、1の認定(変更の認定を含む。5において「計画の認定」という。)を受けた者(4及び6において「認定事業者」という。)に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画(変更があつたときは、その変更後のもの。4及び6並びに5において「認定計画」という。)に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(第十五条関係)

4 国又は地方公共団体は、認定事業者に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を補助することができるものとする。

(第十六条関係)

5 雨水貯留浸透施設整備計画(雨水貯留浸透施設から公共下水道(下水道法第二条第三号に規定する

公共下水道をいう。)に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に係る事項が記載されたものに限る。)に記載された当該工事については、当該雨水貯留浸透施設整備計画について計画の認定を受けたときに、下水道法第十六条の規定による承認があつたものとみなすものとする。こと。

(第十七条関係)

6 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法第二十六条第一項に規定する業務のほか、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができるものとする。こと。

(第十八条関係)

五 管理協定の締結等

1 地方公共団体は、特定都市河川流域において浸水被害の防止を図るため、特定都市河川流域内に存する認定計画に基づき設置された雨水貯留浸透施設を自ら管理する必要があるときは、施設所有者等(当該雨水貯留浸透施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする一定の権利を有する者をいう。2及び4において同じ。)との間において、管理協定を締結して、当該雨水貯留浸透施設の管理を行うことができるものとする。

ること。

2 地方公共団体は、特定都市河川流域において浸水被害の防止を図るため、認定計画に基づき設置が予定されている雨水貯留浸透施設を自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等となろうとする者（当該雨水貯留浸透施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。4において「予定施設所有者等」という。）との間において、管理協定を締結して設置後の当該雨水貯留浸透施設の管理を行うことができるものとする。

（第十九条関係）

3 地方公共団体は、管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならないものとする。

（第二十二条関係）

4 3の規定による公示（管理協定において定めた事項の変更の公示を含む。）のあった管理協定は、その公示のあった後において当該協定施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となった者に対して、その効力があるものとする。

（第二十四条関係）

六 貯留機能保全区域の指定等

1 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等）の長（2及び3並びに8において「都道府県知事等」という。）は、流域水害対策計画に定められた指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができるものとする。

2 都道府県知事等は、1の規定による指定をするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならないものとする。

（第五十三条関係）

3 貯留機能保全区域内の土地において盛土、塀の設置その他これらに類する行為で当該土地が有する河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を阻害するものとして国土交通省令で定めるものをしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事等に届け出なければならないものとする。

（第五十五条関係）

七 浸水被害防止区域の指定等

1 都道府県知事は、流域水害対策計画に定められた指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物（居室を有するものに限る。以下同じ。）の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができるものとする。

（第五十六条関係）

2 浸水被害防止区域内において、開発行為のうち政令で定める土地の形質の変更を伴うものであって当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をする者は、あらかじめ、当該特定開発行為をする土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等）の長（4から6まで及び第三において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならないものとする。

3 2の制限用途とは、次に掲げる予定建築物の用途をいい、予定建築物の用途が定まっていない場合においては、当該予定建築物の用途は制限用途であるものとみなすものとする。

(1) 住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）

(2) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、浸水被害防止区域内の区域のうち、洪水又は雨水出水の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれが大きい区域として市町村の条例で定めるものごとに、当該市町村の条例で定める用途
(第五十七条関係)

4 都道府県知事等は、2の許可の申請があったときは、特定開発行為に関する工事の計画が、擁壁の設置その他の洪水又は雨水出水が発生した場合における特定開発区域内の土地の安全上必要な措置を国土交通省令で定める技術的基準に従い講ずるものであり、かつ、その申請の手続がこの法律及びこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならぬものとする。

(第五十九条関係)

5 2の許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならないものとする。

6 都道府県知事等は、5の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が4の国土交通省令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該技術的基準に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付するとともに、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨及び当該工事の完了後において当該工事に係る特定開発区域（浸水被害防止区域内のものに限る。）に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を公告しなければならないものとする。

と。

（第六十三条関係）

7 特定開発区域（浸水被害防止区域内のものに限る。）内の土地においては、6の規定による公告があるまでの間は、2の制限用途の建築物の建築をしてはならないものとする。

（第六十四条関係）

8 一定の場合を除き、浸水被害防止区域内において、住宅の用途に供する建築物又は3(2)若しくは(3)

に掲げる用途の建築物の建築（既存の建築物の用途を変更して住宅の用途に供する建築物又は3(2)若しくは(3)に掲げる用途の建築物とすることを含む。以下「特定建築行為」という。）をする者は、あらかじめ、当該特定建築行為をする土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等）の長（9において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならないものとする。

（第六十六条関係）

9 都道府県知事等は、住宅の用途に供する建築物又は3(2)若しくは(3)に掲げる用途の建築物について8の許可の申請があつたときは、当該建築物が一定の基準に適合するものであり、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していない等と認めるときは、その許可をしなければならないものとする。

（第六十八条関係）

10 都道府県知事は、洪水又は雨水出水が発生した場合に浸水被害防止区域内に存する建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他洪水又は雨水出水による人的災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができるものとする。

と。

(第七十六条関係)

八 河川管理者及び下水道管理者の援助等

1 河川管理者及び下水道管理者は、貯留機能保全区域の指定をしようとする都道府県知事等及び浸水被害防止区域の指定をしようとする都道府県知事に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、1の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができるものとする。

(第七十八条関係)

九 雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助

国は、流域水害対策計画に基づく事業であつて特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関するものを実施する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の一部を補助することができるものとする。

(第七十九条関係)

十 国有地の無償貸付等

普通財産である国有地は、流域水害対策計画（特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の方が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項として地方公共団体が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項が記載されたものに限る。）に基づき当該地方公共団体が設置する雨水貯留浸透施設の用に供する場合においては、国有財産法第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができるものとする事。

（第八十条関係）

十一 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 水防法の一部改正

一 洪水浸水想定区域の指定

1 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川及び河川法第九條第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川のほか、特定都市河川浸水被害対策法第三條第一項の規定により指定した

河川及び河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものについて、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で自らが指定した河川及び河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川のほか、特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川及び指定区間内の一級河川又は二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものについて、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防

止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする事。

(第十四条関係)

二 雨水出水浸水想定区域の指定

1 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等の排水施設（1において単に「排水施設」という。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののほか、浸水被害対策区域内に存する排水施設、特定都市河川流域内に存する排水施設及び雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする事。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設（2において単に「排水施設」という

。で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した排水施設のほか、浸水被害対策区域内に存する排水施設、特定都市河川流域内に存する排水施設及び雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

(第十四条の二関係)

三 高潮浸水想定区域の指定

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものについて、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

(第十四条の三関係)

四 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該計画で定めるところにより、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならないものとする。

2 市町村長は、1の規定により報告を受けたときは、当該施設の所有者又は管理者に対し、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができ、るものとする。

(第十五条の三関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第三 建築基準法の一部改正

特定都市河川浸水被害対策法第五十六条に規定する浸水被害防止区域における開発行為のうち、都道府県知事等の許可を受ける擁壁については、建築確認等を要しないものとする。

(第八十八条関係)

第四 下水道法の一部改正

一 事業計画の記載事項として浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨(以下「計画降雨」という。)

を追加し、排水施設及び終末処理場の配置及び能力が当該計画降雨に相応していなければならないものとする。 (第五条第二項、第六条、第二十五条の二十四第二項及び第二十五条の二十五関係)

二 公共下水道管理者、流域下水道管理者及び都市下水路管理者は、その管理する排水施設を補完する施設のうち、河川等から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管（操作を伴うものに限る。以下「操作施設」という。）については、洪水等の発生時における当該操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮された操作規則を定めなければならないものとする。 (第七条の二及び第三十一条関係)

三 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等

1 浸水被害対策区域において、雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（2、3及び5において「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができるものとする。 (第二十五条の十関係)

2 公共下水道管理者は、1の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整

備計画が基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができるとすること。

(第二十五条の十一関係)

3 公共下水道管理者は、1の認定(変更の認定を含む。5において「計画の認定」という。)を受け、た者(4及び6において「認定事業者」という。)に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画(変更があったときは、その変更後のもの。4及び6において「認定計画」という。)に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(第二十五条の十四関係)

4 国又は公共下水道管理者である地方公共団体は、認定事業者に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を補助することができるものとする。

(第二十五条の十五関係)

5 雨水貯留浸透施設整備計画(雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に係る事項が記載されたものに限る。)に記載された当該工事については、当該雨水貯留浸透施設整備計画について計画の認定を受けたときに、下水道法

第十六条の規定による承認があつたものとみなすものとする。

(第二十五条の十六関係)

6 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法第二十六条第一項に規定する業務のほか、認定事業者の委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行うことができるものとする。

(第二十五条の十七関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第五 河川法の一部改正

一 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県知事等から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県等における河川の維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は管理する二級河川に係る維持（河川の埋塞に係るものであって、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。以下「特定維持」という。）を当該都道府県知事等に代わって自ら行うことができるものとする。

(第十六条の五関係)

二 ダム洪水調節機能協議会等

1 河川管理者は、その管理する一級河川に設置されたダム（河川の流水を貯留し、又は取水するため河川管理者の許可を受けて設置する基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のダムで政令で定めるものをいう。）又は河川管理施設であるダム（2において「利水ダム等」という。）の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。

2 河川管理者は、その管理する二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができるものとする。

（第五十一条の二及び第五十一条の三関係）

三 河川協力団体は、第一の八の二の規定により河川管理者から協力を要請されたときは、当該要請に応じて協力するものとする。

（第五十八条の十関係）

四 一の規定により国土交通大臣が行う特定維持に要する費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県等の負担とするものとする。

（第六十五条の四関係）

五 その他所要の改正を行うものとする。

第六 都市計画法の一部改正

一 都市施設に、一団地の都市安全確保拠点施設を追加等するものとする。

(第十一条及び第十三条関係)

二 地区整備計画における地区施設の追加等

1 地区施設に、街区における防災上必要な機能を確保するための避難施設、避難路、雨水貯留浸透施設その他の政令で定める施設を追加するものとする。

(第十二条の五第二項関係)

2 地区整備計画において、建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度及び建築物の居室の床面の高さの最低限度を定めることができるものとする。

(第十二条の五第七項関係)

三 開発許可の基準として、開発行為を行うのに適当でない区域に浸水被害防止区域を追加するものとする。

(第三十三条第一項第八号関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第七 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正

一 移転促進区域に、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域を追加するものとする事。 (第一条関係)

二 集団移転促進事業による住宅団地の整備について、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地等の整備も含むものとする事。 (第三条第二項第三号関係)

三 都道府県は、市町村から、集団移転促進事業につき一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る必要があること又は集団移転促進事業計画の策定のために必要な事務の実施体制を確保できないことにより当該市町村が当該集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができるものとする事。 (第六条関係)

四 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法第十一条第一項に規定する業務のほか、委託に基づき、同条第三項各号の業務（集団移転促進事業に係るものに限る。）を行うことができるも

のとする事。

(第十二条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする事。

第八 都市緑地法の一部改正

特別緑地保全地区を定めることができる土地の区域に雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。）として適切な位置、規模及び形態を有するものを追加するものとする事。（第十二条第一項第一号関係）

第九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正

一 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならぬものとする事。

2 市町村長は、1の規定により報告を受けたときは、当該施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地

の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができるとすること。
(第八条の二関係)

第十 附則

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。
(附則第二条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。
(附則第四条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。
(附則第五条から第十八条まで関係)